



平成14年度

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市総務部情報公開室

目 次

第1	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	1
2	非公開決定等の理由	3
3	公開請求処理状況	3
第2	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務について	17
2	個人情報の目的外利用等の状況	19
3	個人情報開示・訂正等請求の件数及び処理状況	22
4	部分開示決定の理由	23
5	開示請求の処理状況	23
第3	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	35
2	不服申立ての状況	35
3	審査会の開催状況	35
第4	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	38
2	審議会の開催状況	38
資料		
	越谷市情報公開条例	40
	越谷市個人情報保護条例	48

第1 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成14年度の請求件数は26件で、公開請求の対象となった公文書は68文書（平成13年度は335文書）でした。なお、実施機関別の請求件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含めた公開率は85.7%（平成13年度は95.2%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別請求件数及び処理状況

()内は平成13年度

実 施 機 関	請求 件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	25 (56)	15 (16)	8 (41)	3 (3)	0 (1)	26 (61)
教 育 委 員 会	0 (3)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
選 挙 管 理 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公 平 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監 査 委 員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農 業 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (0)
合 計	26 (59)	15 (19)	9 (41)	4 (3)	0 (1)	28 (64)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成13年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	15 ----- (50)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	2 ----- (0)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 ----- (1)
市内に存する学校に在学する者	0 ----- (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	2 ----- (2)
その他	7 ----- (6)

表3 課別処理状況

課名	処理状況					
	公開	部分公開	非公開	取下げ	合計	
市 長	秘書課	1	1	0	0	2
	企画課	0	1	0	0	1
	庶務課	1	0	0	0	1
	契約課	7	0	0	0	7
	自治振興課	0	0	1	0	1
	障害福祉課	1	0	0	0	1
	環境保全課	2	1	1	0	4
	産業振興課	0	0	1	0	1
	市街地整備課	1	0	0	0	1
	開発指導課	0	3	0	0	3
	建築住宅課	2	1	0	0	3
	消防署本署	0	1	0	0	1
小計	15	8	3	0	26	

議会	議事課	0	1	1	0	2
小 計		0	1	1	0	2
合 計		15	9	4	0	28

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

()内は平成13年度

理 由	件数
個人に関する情報(第7条第1号)	9 ----- (38)
法人等に関する情報(第7条第2号)	8 ----- (30)
国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号)	1 ----- (0)
公共の安全等に関する情報(第7条第4号)	0 ----- (0)
審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	0 ----- (0)
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	1 ----- (5)
法令秘情報(第7条第7号)	0 ----- (0)
存否不回答(第10条)	0 ----- (0)
文書不存在	3 ----- (3)
その他	0 ----- (0)

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求処理状況

公開請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
14. 4. 23	千間台地区境界変更に係る協議書 平成11年10月25日	市内の個人	1	千間台地区における行政境界変更に係る両市助役協議	公開			0円	20円	市長(庶務課)	14. 4. 25	
14. 4. 30	平成13・14年度指名競争入札参加資格者名簿建設工事のうち、商号または名称、代表者氏名、電話番号、業種、区分、総合数値、格付、主任技術者数、監理技術者数の部分	その他	1	平成13・14年度指名競争入札参加資格者名簿建設工事のうち、商号または名称、代表者氏名、住所、電話番号、業種、区分、総合数値、格付、主任技術者数、監理技術者数の部分	公開			200円	1,640円	市長(契約課)	14. 5. 7	
14. 4. 30	平成13・14年度指名競争入札参加資格者名簿設計・測量・調査のうち、商号または名称、代表者氏名、電話番号、ファクシミリ番号、取扱内容、メーカー、代理店、特約店、ランク、数値、業種	その他	1	平成13・14年度指名競争入札参加資格者名簿測量・建築関連コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント・建設コンサルタン・その他コンサルタンのうち、ランク・数値、商号又は名称、代表者氏名・住所・電話番号・ファクシミリ番号、取り扱い内容、メーカー・代理店・特約店の部分	公開			200円	2,020円	市長(契約課)	14. 5. 7	

処理状況(5月分)

	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
4	14. 5. 8	就職支援・事業所支援パソコン講習委託契約に係る見積業者及び見積金額の部分	市内の個人	1	就職支援・事業所支援パソコン講習委託に係る業者選考・見積開札記録書のうち、所管課名・件名・場所・見積業者選定回・見積開札記録の部分	公開			0円	10円	市長(契約課)	14. 5.14	
5	14. 5. 8	越谷都市計画事業、西大袋土地区画整理事業計画画書中、第3設計の概要2.設計図のうち、93街区の部分	市内の個人	1	越谷都市計画事業西大袋土地区画整理事業計画画書中、第3設計の概要、2設計図のうち、93街区の周辺の部分	公開			0円	10円	市長(市街地整備課)	14. 5.17	
6	14. 5.16	H13.3.14 確認番号：No1627 建築計画概要書	その他	1	建築計画概要書 確認番号1627号 平成13年3月14日	公開			200円	50円	市長(建築住宅課)	14. 5.21	

処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
7	14. 6. 10 1. 平成14年1月分の市長交際費の出納簿、又はそれに代わる書類 2. 市長が交際費を支出する際に適用される規定、又は支出基準を明文化した書類	市内の団体	1	市長交際費取り扱い例 支出金清算書(平成14年2月4日決裁)のうち市長交際費明細書及び領収書1月分	公開 部分公開		領収書のうち団体の代表者の印影	0円	90円	市長(秘書課)	14. 6. 21	
8	14. 6. 10 1. 議長が交際費を支出する際に適用される規定、又は支出基準を明文化した書類 2. 平成14年1月分の議長交際費の出納簿、又はそれに代わる書類	市内の団体	1	支出金清算書(平成14年2.5決裁)のうち、議長交際費支払明細書平成14年1月分 議長が交際費を支出する際に適用される規定、又は支出基準を明文化した書類	部分公開 非公開	第7条第1号第2号 不存在	領収書のうち法人の代表者の印影、取引銀行名及び担当者名	0円	20円	議会(議事課)	14. 6. 21	
9	14. 6. 19 平成14年6月14日 赤山町三丁目138ダイヤパレス越谷 新築工事で市が測定した騒音測定記録	市内の個人	1	平成14年6月14日 赤山町三丁目138ダイヤパレス越谷 新築工事で市が測定した騒音測定記録	公開			0円	70円	市長(環境保全課)	14. 7. 3	
10	14. 6. 20 千問台東1-6-9・-10に関する建築事前協議申請書一式	市内の個人	6	・建築事前協議申請書(平成13年5月11日受付第A-014号)、委任状、全部事項証明書(土地)、案内図、公図、配置図、1階平面図・2階平面図・R階平面図・立面図1・立面図2・断面図、建築住宅課からの要請事項、代理人解除の届出 ・近隣説明会報告書(会館への想い、第一回説明会、第二回説明会、第三回説明会) ・陳情書 ・確約書、建築主から提出された確約書について(報告)の決裁 ・越谷市千問台東一丁目6番9、6番10における(多目的ホール)建築事前協議済証の発行通知 について(伺い)の起案、越谷市千問台東一丁目6番9、6番10における(多目的ホール)建築事前協議済証の発行について(通	部分公開	第7条第1号第2号	・建築事前協議申請書のうち個人の印影及び電話番号並びに法人の代表者の印影 ・委任状のうち法人の代表者の印影 ・案内図のうち法人の代表者の印影 ・公図のうち法人の代表者の印影 ・配置図、1階平面図、2階平面図、R階平面図、立面図1、立面図2、断面図 ・代理人解除の届出のうち法人の代表者の印影 ・近隣説明会報告書(会館への想い、第一回説明会)のうち法人の代表者の印影及び	0円	450円	市長(開発指導課)	14. 7. 2	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
11	14. 6. 24 契約課が関わる施設の清掃、設備、警備等に係る平成14年度分の1千万円以上の委託契約の入札若しくは見積合わせの行われた日、落札価格と指名業者及びその金額のわかるもの	その他	6	業者選考・見積開札記録書のうち、件名・場所・見積業者選定・見積開札記録の部分6件 ・市庁舎清掃委託 ・北都市民会館清掃・設備管理等委託 ・おかの山荘総合管理委託 ・児童館ヒマワリ清掃・設備保守 ・設備保守管理業務委託(科学技術体験センター) ・あだたら高原少年自然の家総合保守管理委託	公開		個人の名義 ・近隣説明会報告書 (第二回説明会)のうち 法人の代表者の印影 及び法人の担当者名 ・近隣説明会報告書 (第二回説明会)のうち 添付図面(A)変更前 図面4枚(配置図、1階 平面図、2階平面図、 断面図)	1,200円	60円	市長 (契約課)	14. 6.28	

処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
12 14. 7. 11	越谷市手話通訳者派遣事業委託契約書	市内の個人	1	越谷市手話通訳者派遣事業委託契約書	公開			0円	50円	市長(障害福祉課)	14. 7.24	
13 14. 7. 22	契約課が保有する平成14年度業務委託契約台帳	その他	1	平成14年度業務委託契約台帳	公開			200円	460円	市長(契約課)	14. 7.29	
14 14. 7. 26	平成13・14年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち、清掃業に係る商号又は名称、清掃業に係る商号又は名称、代表者氏名・住所・電話番号・ファクシミリ番号及び取り扱い内容・メーカー・代理店・特約店の部分	市内の個人	1	平成13・14年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち、清掃業に係る商号又は名称、清掃業に係る商号又は名称、代表者氏名・住所・電話番号・ファクシミリ番号及び取り扱い内容・メーカー・代理店・特約店の部分	公開			0円	240円	市長(契約課)	14. 7.30	
15 14. 7. 31	ダイヤパレス越谷(赤山町3-138)建設工事に関わる越谷市開発指導要綱に基づく協議書	市内の個人	1		部分公開	第7条 第1号 第2号		0円	2,270円	市長(開発指導課)	14. 8.14	
<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市開発指導要綱に基づく協議書(No.13 - 233平成14年2月20日) ・様式1号看板の写真(遠・近) ・建築事前協議協力要請願(平成13年12月6日) ・協力要請事項(その他(別紙部分含)の回答) ・土地全部事項証明書 ・都市計画図 ・案内図 ・公図写 ・地籍測量図 ・1階平面図(配置図又は土地利用計画図、構造図、縦横断面図(標準断面図)) ・平面図(1階平面図、2～4階平面図、5階平面図) ・立面図(1)、(2)、(3) ・断面図 ・電柱支線位置協議書 												
<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市開発指導要綱に基づく協議書のうち、法人の印影及び法人の担当者名 ・建築事前協議協力要請願のうち、法人の印影 ・建築事前協議協力要請願別紙要請事項10の別紙 ・1階平面図(配置図又は土地利用計画図、構造図、縦横断面図(標準断面図)) ・平面図(1階平面図・2～4階平面図・5階平面図) ・立面図(1)、(2)、(3) ・断面図 ・電線支線位置協議書のうち、受付者印影及び担当者名、平面図(1階平面図・2～4階平面図・5階平面図) ・雨水流出抑制施設の協議書のうち、法人の担当者名 ・消防水利等設置事前協議申請書のうち、法人の印影、平面図(1階平面図・2～4階平面図・5階平面図)、給水・汚水配管設備計画図及び立面図(1)、(2)、(3) ・近隣関係者リストのうち、符号、土地所有者住所・氏名、居住者住所・氏名及び建築物の高さの2倍の範囲図(日影図)の該当部分 												

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	雨水流出抑制施設の協議書 消防水利等設置事前協議申請書 近隣関係者リスト 第1回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録 第2回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事説明会出席者名簿 説明会使用図書(第1回) 第2回説明会開催のお知らせ 第2回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録 第3回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事説明会出席者名簿 説明会使用図書(第2回) 第3回説明会開催のお知らせ 第3回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録 説明会使用図書(第3回) 近隣関係住民説明報告書 協定書 誓約書 誓約書 建造物によるテレビ受信障害調査報告書 近隣関係者リスト 工事説明会開催のお知らせ 第4回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録 第4回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事説明会出席者名簿 説明会使用図書(第4回) 協定書				第1回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録のうち、法人の担当者名 ・(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事説明会出席者名簿のうち、氏名・住所・電話番号 ・説明会使用図書(第1回)のうち、法人の担当者及び平面図(1階平面図・2～4階平面図・5階平面図) ・立面図(1)・(2)・(3)、断面図、仮設計画平面図 ・第2回説明会開催のお知らせのうち、法人の担当者名 ・第2回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会出席者名簿のうち、氏名・住所・電話番号 ・(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録のうち、法人の担当者及び個人名 ・第3回説明会開催のお知らせのうち、法人の担当者名 ・第3回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録のうち、法人の担当者及び個人名 ・(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事説明会出席者名簿のうち、氏名・住所・電話番号 ・説明会使用図書(第3回)のうち、法人の担当者及び平面図(1階平面図・2～4階平面図・5階平面図) ・立面図(1)・(2)・(3)、断面図 ・近隣関係住民説明報告書のうち、氏名、符号、住所、場所、説明者氏名、個人名、家族の状況、社会活動状況、職業、勤務先及び資産の状況 ・協定書のうち、個人の住所氏名、個人の印影及び法人の印影 ・誓約書のうち、法人及び法人代表者の印影 ・誓約書のうち、法人の印影 ・建造物によるテレビ受信障害調査報告書のうち、法人の印影、法人の担当者名、調査技術者の登録番号、氏名及び印影 ・近隣関係者リストのうち、符号、土地所有者住所・氏名、及び居住者住所・氏名 ・工事説明会開催のお知らせのうち、法人の担当者名 ・第4回(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事近隣説明会議事録のうち、法人の担当者名 ・(仮称)ダイヤパレス越谷 新築工事説明会出席者名簿のうち、氏名・住所・電話番号 ・説明会使用図書(第4回)のうち、基礎工事仮設計画図・総合仮設計画図 ・協定書のうち、個人の住所・氏名、個人の印影及び法人の印影							

処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
16 14. 8. 12	建築事前協議書H13.6.25 D-22一式	利害関係者	1	<ul style="list-style-type: none"> ・建築事前協議申請書 平成13年6月25日受付 第D-022号 ・委任状 ・全部事項証明書(土地) ・案内図 ・公図の写し ・配置図(都市計画課宛建築事前協議書の別紙(配置図)) ・平面図・南立面図・西立面図 ・建築住宅隣苑協議書 ・都市計画課宛建築事前協議書 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図(都市計画課宛建築事前協議書の別紙(配置図)) ・平面図 ・南立面図 ・西立面図 	第7条 第1号 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・建築事前協議申請書のうち、個人の印影、個人の電話番号、及び代理人の印影 ・委任状のうち、個人の印影 	0円	100円	市長 (開発指導課)	14. 8.26	

処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
17 14. 10. 9	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第32条の規定に基づき、宗教団体・アレフ(旧オウム真理教)に関して、平成12年2月以降に公安調査庁長官から提供を受けた、同法第5条の処分に基づく調査の結果に関する文書一切。	利害関係者	6	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第32条の規定に基づき、宗教団体・アレフ(旧オウム真理教)に関して、平成12年2月以降に公安調査庁長官から提供を受けた、同法第5条の処分に基づく調査の結果に関する文書。(6件)	非公開	第7条 第1号 第2号 第3号 第6号 オ	個人の氏名、役職、役員及び構成員数、施設及び用途、資産及び負債等			市長 (自治振興課)	14. 10. 24	
18 14. 10. 17	平成13、14年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち、文具及び雑貨(金物)に係る商号又は名称、代表者氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び取り扱い内容、メーカー、代理店、特約店の部分	その他	1	平成13、14年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち文具及び雑貨(金物)に係る商号又は名称、代表者氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び取り扱い内容、メーカー、代理店、特約店の部分	公開			200円	100円	市長 (契約課)	14. 10. 21	

処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
19 14. 11. 5	岡安商店に関する苦情受理(処理)報告書13年度A - 6 岡安商店に関する悪臭測定結果(平成14年度)市が発行したものに、2枚 大日本パッケエージ㈱苦情受理(処理)報告書13年度A - 3 6 平方ミニ工業団地内における新築工場の環境保全に係る陳情について(報告)(署名簿を除く) 平方ミニ工業団地内における新築工場の環境保全に係る陳情について(報告)(署名簿を除く) 第2回大日本パッケエージ㈱と平方工業団地対策協議会との協議について(報告) 悪臭の防止対策に関する説明環境保全協定書に関する説明について(報告) 大日本パッケエージ㈱平方工場の施設確認について(報告)協定書(協議会・会社)に関する協議等について(伺い) 工場操業に係る説明会資料の提供について(報告)応対記録と事務記録のみ2枚 要望書に対する回答について(報告) 操業前の話し合いについて(応対記録) 公聴会に基づく対応について(伺い)	市内の個人	13	1.岡安商店に関する苦情受理(処理)報告書13年度A - 6 2.悪臭の防止について 3.大日本パッケエージ㈱苦情受理(処理)報告書13年度A - 36 4.平方ミニ工業団地内における新築工場の環境保全に係る陳情について(報告)(署名簿を除く) 5.第2回大日本パッケエージ㈱と平方工業団地対策協議会との協議について(報告) 6.悪臭の防止対策について(報告) 7.環境保全協定書に関する説明について(報告) 8.大日本パッケエージ㈱平方工場の施設確認について(報告) 9.協定書(協議会・会社)に関する協議等について(伺い) 10.工場操業に係る説明会資料の提供について(報告)(応対記録と事務記録) 11.要望書に対する回答について(報告) 12.操業前の話し合いについて(応対記録) 13.公聴会に基づく対応について(伺い)	部分公開	第7条 第1号 第2号	0円	1,090円	市長 (環境保全課)	14. 11. 19	
											1.岡安商店に関する苦情受理(処理)報告書13年度A - 6のうち、個人の氏名・住所・電話番号、法人の担当者名・役職名・担当者のEメールアドレス 3.大日本パッケエージ㈱苦情受理(処理)報告書13年度A - 36のうち、個人の氏名・性別・親子夫婦関係・店舗名・住所・電話番号、法人の担当者名・役職名、取引先の法人名、及びその代表者名・役職名・住所・電話番号・FAX番号・ホームページアドレス 4.平方ミニ工業団地内における新築工場の環境保全に係る陳情について(報告)(署名簿を除く)のうち、個人の氏名・電話番号・FAX番号・印影・店舗名 5.第2回大日本パッケエージ㈱と平方工業団地対策協議会との協議について(報告)のうち、個人の氏名、

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
20	14.11.5 大日本バックウェーヅ(株)進出に伴う産業振興課が保有する行政指導に関するやりとりと文書一切	市内の個人		大日本バックウェーヅ(株)進出に伴う産業振興課が保有する行政指導に関するやりとりと文書一切	非公開	不存在				市長 (産業振興課)	14.12.6	
21	14.11.25 越谷市大字増林地内の斎場建設に係る不動産鑑定評価書2件	市内の個人	2	仮称越谷広域斎場建設事業用地の不動産鑑定評価書2件	部分公開	第7条 第1号 第2号	0円	350円		市長 (企画課)	14.12.6	
<p>1.不動産鑑定評価書(株)清水不動産鑑定士事務所)の中の、1ページ、法人の印影、代表取締役不動産鑑定士の印影、対象不動産の表示及び鑑定評価額の表のうち対象不動産の所在及び地番・所有者・地積並びに鑑定評価額の欄の部分</p> <p>5～6ページ、対象不動産の個別分析の表のうち対象不動産の概況の欄の部分</p> <p>8～9ページ、(1)取引事例比較法の適用の表のうち取引事例地の状況の欄の部分</p> <p>12～13ページ、(3)価格の調整と標準価格の決定の表のうち取引事例地の状況の欄の部分</p> <p>14ページ、3.対象不動産の鑑定評価額の決定の表のうち地積及び鑑定評価額の欄の部分</p> <p>1.対象不動産・基準地及び取引事例地の位置図(縮尺10000分の1)4葉、(添付資料)2.対象不動産の住宅地図(縮尺1500分の1)1葉、(添付資料)3.対象不動産の公図写(縮尺600分の1)2葉、(添付資料)4.対象不動産の写真2枚</p> <p>2.不動産鑑定評価書(開成不動産鑑定(株))の中の、1ページ、法人の印影、鑑定評価額の欄のうちの総額、不動産鑑定士の印影</p> <p>2ページ、1.対象不動産の表示の表の(1)所在地番・地目・地積のうち所在地番及び地積の欄の部分、1.対象不動産の表示の(2)所有者名のうちの所有者名、2.鑑定評価額のうちの総額</p> <p>7ページ、(4)個別分析(対象不動産の状況のうち対象地物件1及び対象地物件2の概要が記録されている</p>												

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
					部分	10ページ、2)鑑定評価額の決定の(物件1及び物件2の個別的要因)のうち評価数量及び鑑定評価額 12～13ページ、別表A取引事例比較法を採用して求めた比準価格(宅地)の表のうち取引事例地の概要 の欄の部分 15～16ページ、別表C取引事例比較法を採用して求めた比準価格(農地)の表のうち取引事例地の概要 の欄の部分 11ページ、(6)付属資料のうち、所在位置略図・案内図2葉、公図写2葉、現況写真4枚						

処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
22	県による小型焼却炉設置状況調査結果のうちの事業所名・住所・電話番号	その他	1	県による小型焼却炉設置状況調査結果のうちの事業所名称・電話番号・町丁・字・番地・号	公開			200円	60円	市長 (環境保全課)	14. 12.13	
23	H14年11月28日 確認番号 42072922 建築計画概要書のうち第1面～第3面	市内の個人	1	確認番号 42072922 H14年11月28日 建築計画概要書のうち第1面～第3面	部分公開	第7条 第1号		0円	40円	市長 (建築住宅課)	14. 12.27	

処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
24 15. 1. 8	平成13年11月5日の午前中(0時～12時)における救急活動記録票の全て	市内の個人	16	平成13年11月5日の午前中(0時～12時)における救急活動記録票のすべて	部分公開	第7条 第1号	救急活動記録票のうち、通報者の欄、事故種別の欄、出場先(目標)の欄、事故発生場所の欄、発生場所区分の欄、道路名の欄、事故の概要の欄、傷病者の欄、意識の欄、呼吸の欄、脈拍の欄、血圧の欄、体温の欄、SpO ₂ の欄、顔貌の欄、表情の欄、瞳孔の欄、対光反射の欄、皮膚の欄、失禁の欄、嘔吐の欄、麻痺の欄、その他の欄、応急処置の欄、医師記載事項の欄、程度別の欄、急病にかかる疾病分類の欄、医療機関区分の欄、告示別の欄、協力者の欄、警察・関係者等の連絡の欄、備考の欄	0円	330円	市長 (消防署本署)	15. 1.22	15. 2. 4 異議申立て

処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25 15. 2.21	建築計画概要書No.23 H19.4.8 トスファイルに入力されたもの	市内の個人	1	建築計画概要書 確認番号No.23 H19年4月8日	公開			0円	20円	市長 (建築住宅課)	15. 2.26	

処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
26 15. 3.31	平成14年1月10日以前の1年間、平 方にミニ工業団地周辺(平方地区)で発生したトルエン等有機溶剤に起因する悪臭苦情に係る公害苦情受理(処理)報告書	市内の個人		平成14年1月10日以前の1年間、平方ミニ工業団地周辺(平方地区)で発生したトルエン等有機溶剤に起因する悪臭苦情に係る公害苦情受理(処理)報告書	非公開	不存在				市長 (環境保全課)	15. 4. 4	

第2 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務について

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などをあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務について記載した届出書は、情報公開室でどなたでも閲覧することができるようになっています。

平成13年度末の個人情報取扱事務の届出件数は、1,347件で、その後平成15年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が66件、変更の届出が174件、廃止の届出が21件あり、平成14年度末の届出件数は、1,392件となっています（平成14年度末の届出件数 = 平成13年度末の届出件数 + 開始届出件数 - 廃止届出件数）。

なお、実施機関及び部課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の届出状況（平成15年3月31日現在）

実施機関及び部課	13年度末 の届出件数	14年度内届出件数			14年度末 の届出件数
		開始	変更	廃止	
市長	1008	60	149	19	1049
秘書室秘書課	18	0	5	1	17
秘書室広報広聴課	14	0	0	0	14
企画部企画課	19	3	4	3	19
企画部財政課	6	0	0	0	6
企画部事務管理課	7	0	2	1	6
企画部人権推進課	2	0	0	0	2
企画部越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0
総務部庶務課	8	0	0	0	8
総務部情報公開室	6	0	2	0	6
総務部人事課	18	1	2	0	19
総務部職員研修室	1	0	0	0	1
総務部契約課	3	3	3	0	6
総務部管財課	13	0	0	0	13
税務部市民税課	9	0	0	0	9
税務部資産税課	10	0	2	0	10

稅務部納稅課	6	0	0	1	5
市民部市民課	16	2	5	1	17
市民部自治振興課	19	0	4	0	19
市民部国民年金課	4	0	0	0	4
市民部市民生活課	11	4	4	1	14
市民部北部出張所	0	0	0	0	0
市民部南部出張所	0	0	0	0	0
健康福祉部社会福祉課	23	0	0	0	23
健康福祉部障害福祉課	70	5	16	4	71
健康福祉部高齡福祉課	40	1	17	0	41
健康福祉部介護保険課	14	4	4	0	18
健康福祉部国民健康保険課	37	1	5	1	37
健康福祉部市民健康課	61	10	3	2	69
兒童福祉部兒童福祉課	107	1	31	0	108
兒童福祉部保育課	33	1	3	0	34
環境經濟部環境資源課	22	1	1	1	22
環境經濟部環境保全課	30	0	13	0	30
環境經濟部交通防災課	25	3	0	1	27
環境經濟部商業觀光課	15	0	0	0	15
環境經濟部産業振興課	9	0	2	1	8
環境經濟部農政課	38	5	2	0	43
建設部道路總務課	9	0	1	0	9
建設部道路課	12	0	0	0	12
建設部街路課	11	0	5	0	11
建設部治水課	10	0	0	0	10
建設部下水道課	9	0	3	0	9
建設部營繕課	1	0	0	0	1
都市整備部都市計畫課	18	1	3	0	19
都市整備部都市整備推進課	7	0	0	0	7
都市整備部市街地整備課	18	0	0	0	18
都市整備部再開発課	2	0	0	0	2
都市整備部公園緑地課	12	0	0	0	12
都市整備部開發指導課	5	1	1	0	6
都市整備部建築住宅課	24	3	4	0	27
工事検査室工事検査課	0	2	0	0	2

国体事務局総務企画課	1	0	0	0	1
国体事務局競技式典課	0	0	0	0	0
市立病院事務部庶務課	57	0	0	0	57
市立病院事務部医事課	40	0	0	0	40
市立看護専門学校庶務課	5	0	0	0	5
市立看護専門学校教務担当	4	0	0	0	4
出納室出納課	9	0	0	0	9
総務課	9	2	0	0	11
予防課	26	5	2	1	30
本署	5	1	0	0	6
教育委員会	258	5	19	2	261
教育総務部総務課	70	3	6	0	73
教育総務部指導課	34	0	3	1	33
教育総務部保健給食課	16	1	3	1	16
生涯学習部社会教育課	27	0	4	0	27
生涯学習部体育課	28	0	0	0	28
生涯学習部生涯学習センター	63	0	3	0	63
生涯学習部図書館	20	1	0	0	21
選挙管理委員会	23	1	0	0	24
公平委員会	3	0	0	0	3
監査委員	3	0	0	0	3
農業委員会	33	0	0	0	33
固定資産評価審査委員会	2	0	0	0	2
議 会	17	0	6	0	17
合 計	1347	66	174	21	1392

〔 14年度末の届出件数 〕 = 〔 13年度までの届出件数 〕 + 〔 開始 〕 -
〔 廃止 〕

2 個人情報目的外利用等の状況

1の個人情報取扱事務は、届出書に記載された範囲を超える目的のために利用したり、実施機関以外の者へ外部提供することを原則として禁止しています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報をその事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、

一定の要件と手続きのもとで、目的外利用や外部提供を認めて市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成14年度末の目的外利用は685件で、外部提供は418件となっています。

なお、実施機関及び部課別の個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報の目的外利用等の状況（平成15年3月31日現在）

実施機関及び部課	目的外利用	外部提供
市長	621	333
秘書室秘書課	2	2
秘書室広報広聴課	0	5
企画部企画課	3	8
企画部財政課	0	1
企画部事務管理課	1	1
企画部人権推進課	0	0
企画部越谷コミュニティセンター	0	0
総務部庶務課	0	5
総務部情報公開室	0	0
総務部人事課	2	6
総務部職員研修室	0	1
総務部契約課	0	0
総務部管財課	4	2
税務部市民税課	5	3
税務部資産税課	8	2
税務部納税課	10	4
市民部市民課	2	8
市民部自治振興課	2	1
市民部国民年金課	9	3
市民部市民生活課	0	4
市民部北部出張所	0	0
市民部南部出張所	0	0
健康福祉部社会福祉課	51	13
健康福祉部障害福祉課	29	33
健康福祉部高齢福祉課	56	12
健康福祉部介護保険課	11	4

健康福祉部国民健康保険課	25	24
健康福祉部市民健康課	20	19
児童福祉部児童福祉課	144	32
児童福祉部保育課	18	9
環境経済部環境資源課	0	6
環境経済部環境保全課	10	17
環境経済部交通防災課	9	8
環境経済部商業観光課	3	0
環境経済部産業振興課	0	7
環境経済部農政課	23	5
建設部道路総務課	6	0
建設部道路課	18	2
建設部街路課	11	5
建設部治水課	8	1
建設部下水道課	3	1
建設部営繕課	5	0
都市整備部都市計画課	28	11
都市整備部都市整備推進課	55	3
都市整備部市街地整備課	8	8
都市整備部再開発課	5	0
都市整備部公園緑地課	3	0
都市整備部開発指導課	3	1
都市整備部建築住宅課	13	5
工事検査室工事検査課	0	2
国体事務局総務企画課	0	0
国体事務局競技式典課	0	0
市立病院事務部庶務課	0	15
市立病院事務部医事課	2	24
市立看護専門学校庶務課	0	1
市立看護専門学校教務担当	0	2
出納室出納課	0	0
総務課	2	3
予防課	4	1
本署	0	3
教育委員会	42	70

教育総務部総務課	37	18
教育総務部指導課	1	8
教育総務部保健給食課	0	3
生涯学習部社会教育課	0	11
生涯学習部体育課	0	13
生涯学習部生涯学習センター	4	17
生涯学習部図書館	0	0
選挙管理委員会	5	5
公平委員会	2	1
監査委員	0	1
農業委員会	14	3
固定資産評価審査委員会	1	0
議 会	0	5
合 計	685	418

3 個人情報開示・訂正等請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成14年度の個人情報の開示請求件数は12件（平成13年度は3件）で、開示請求の対象文書は47件（平成13年度は7件）でした。実施機関別の開示請求件数及び処理状況は表8、課別の処理状況は、表9のとおりです。

なお、個人情報の訂正等の請求は、ありませんでした。

表8 実施機関別開示請求件数及び処理状況

()内は13年度 (件)

	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	8	4	4	2	0	10
	(3)	(2)	(2)	(0)	(0)	(4)
教 育 委 員 会	4	1	2	1	0	4
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	12	5	6	3	0	14
	(3)	(2)	(2)	(0)	(0)	(4)

1 件の開示請求で複数の文書が対象となる場合があるため、1 件に対し複数の決定が行われることがあります。したがって、請求件数と処理状況の合計は、一致しないことがあります。

表 9 課別処理状況 (件)

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	市民課	3	1	1	0	5
	公園緑地課	0	1	0	0	1
	医事課	1	1	1	0	3
	消防署	0	1	0	0	1
	小 計	4	4	2	0	10
教 委	総務課	0	0	1	0	1
	指導課	1	2	0	0	3
	小 計	1	2	1	0	4
合 計		5	6	3	0	14

4 部分開示決定の理由

部分開示決定をした 6 件についての開示しない理由は、個人情報保護条例第 15 条第 1 号の第三者に関する情報に該当するとしたものです。

また、不開示決定をした 3 件についての開示しない理由は、個人情報保護条例第 18 条の存否不回答 1 件、及び個人情報不存在 2 件に該当するとしたものです。

5 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表 10 のとおりです。

表10 個人情報の開示請求の処理状況
(4月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
14.4.9	昭和 年 月から昭和 年 月までの請求者が在籍した 小学校の本人の小学校指導要録の学籍に関する記録と指導に関する記録	2	昭和 年 月から昭和 年 月までの請求者が在籍した 小学校の本人の小学校指導要録の学籍に関する記録と指導に関する記録	開示			20円	教育委員会 (指導課)	14.4.16	
14.4.10	の記載された区域外就学承諾申請書		区域外就学承諾申請書 (の記載されたもの)	不開示	第18条 存否 不回答			教育委員会 (総務課)	14.4.19	

(5月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
14.5.27	の印鑑登録証明書を請求した印鑑登録証明書交付申請書	1	平成13年10月4日付けによる請求者の印鑑登録証明書交付申請書	開示			10円	市長 (市民課)	14.5.31	

(8月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
14.8.9	の印鑑登録証明書を請求した印鑑登録証明書交付申請書 平成12年5月1日付	1	の印鑑登録証明書を請求した印鑑登録証明書交付申請書 平成12年5月1日付	開示			10円	市長 (市民課)	14.8.19	
14.8.30	請求者の児童生徒事故報告書	2	・越第号、 児童生徒事故報告書 ・越教指第号、児童 生徒事故について(報告)	部分開示	第15条 第1号	請求者以外の 氏名及び 住所	40円	教育委員会 (指導課)	14.9.6	

(10月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
14.10.1	請求者の記載された児童生徒事故報告書	2	・越第号、 児童生徒事故報告書 ・越教指第号、児童 生徒事故について(報告)	部分開示	第15条 第1号	請求者以外の 氏名及び 住所	40円	教育委員会 (指導課)	14.10.9	

(11月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
7 14.11.19	請求者（私）の診療録、手術録、看護記録、助産録、各種検査の写真・伝票・記録・報告書等、医師引継書、医師当番表、病棟日誌、看護婦引継書、看護婦当番表、患者台帳、分娩台帳	3	請求者のエックス線フィルム 患者台帳 分娩台帳	開示			4,820 円	市長 (医事課)	14.12.3	
		31	入院診療録のうち、 1.入院診療録、2.耳鼻咽喉科・産科入院経過概要、3.越谷市立病院産科台帳()・()、4.産婦人科分娩伝票、5.手術承諾書、6.ANESTHESIA RECORD、7.手術所見、8.臨時指示、9.経過用紙(診療情報箋、健康保険被保険者出産育児・出産育児附加金一時金請求書、健康保険出産手当金請求書を含む)、10.検査記録(血液、生化学、血清、一般細菌検査報告	部分開示	第15条 第1号	入院診療録のうち、 5.手術承諾書の親族又は法定代理人の拇印、14.N s 記録の請求者以外の患者の氏名・病名 外来診療録のうち、 4.耳鼻咽喉科 外来診療録の医師の拇印及び ひ捜査関係事項 照会書の印	2,640 円			

<p>書、尿一般検査、心電図検査依頼書)、11.(臨時)注射処方箋、12.産褥、13.越谷市立病院看護フローシート、14.Ns記録、15.NSTモニター、16.産科看護記録、17.手術患者チェックグラフ、18.手術患者チェックリスト、19.手術看護記録、20.分娩経過表、21.母乳哺育のためのチェックリスト 外来診療録のうち、 1.外来会計カード、2.外来診療録兼受診申込書、 3.産・婦人科外来診療録(産科入院経過概要、越谷市立病院産科台帳()・()、妊娠経過表、NSTモニター、母乳哺育のためのチェック</p>	<p>影、6.検査成績のSRL検査報告書の検査委託会社の印影及び担当者氏名 病棟管理日誌のうち、 開示請求者以外の患者の氏名・病室番号・病名・年齢・病状経過及び職員の年休・研修・その他の欄の区分</p>
--	---

リスト、助産婦外来における保健指導チェックリストを含む)、4.耳鼻咽喉科外来診療録(耳鼻咽喉科入院経過概要、病院からの葉書き、運動器具損傷証明書、捜査関係事項照会書を含む)、5.脳神経外科外来診療録、6.検査記録(血液、尿一般検査、生化学、血液型・クモース試験報告書、血清、カンジダ同定、GBSスクリーニング、SRL検査報告書、HIVスクリーニング検査、細胞診検査報告書、超音波検査報告(産科・)、7.放射線科ファイル
病棟管理日誌のうち、
1.平成 年 月 日

8	14.11.25	用地買収に関する土地鑑定評価書（2件） 所在地番 番地他 筆	公園用地買収に関する不動産鑑定評価書（2件）	公園用地買収に関する不動産鑑定評価書（2件）	請求者の助産録 医師引継書 看護婦引継書 医師当番表・看護婦当番表	不開示	不存在	1. 不動産鑑定評価書（不動産鑑定士事務所）の中の、1 ページ、法人の印影及び不動産鑑定士の印影 8 ~ 9 ページ、評価地域の標準的使用における標準価格の	330 円	市長 (公園緑地課)	14.12.6
---	----------	-----------------------------------	------------------------	------------------------	--	-----	-----	---	-------	---------------	---------

査定のうち、
取引事例地の
状況欄の部分
10 ページ、
〔添付資料〕
1. 対象不動
産・取引事例
地の位置図
(縮 尺
1/10,000) 1
葉
2. 不動産鑑定
評価書 (不
動産鑑定
士事務所) の
中の、
1 ページ、法
人の印影及び
不動産鑑定士
の印影
8 ページ、
1) 近隣地域

			<p>の標準的使 用における標準 価格の査定 の取引事例 比較による比 準価格の部 分に記録され ている住所 10～11ペ ジ、別表A取 引事例比較法 を採用して求 めた標準価格 のうち、取引 事例地の概要 欄の部分 9ページ、 (6)付属資 料のうち所在 位置略図2葉</p>
--	--	--	---

(12月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
9 14.12.17	請求者の印鑑登録証明書を申請した印鑑登録証明書交付申請書 平成14年11月1日～ 平成14年12月17日分	1	平成14年11月1日から 平成14年12月17日分までの請求者の印鑑登録証明書交付申請書	不開示	不存在			市長 (市民課)	14.12.26	

(1月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
10 15.1.8	請求者の情報が記録されている平成年月日の救急活動記録票	1	請求者の情報が記録されている平成年月日の救急活動記録票	部分開示	第15条 第1号	・請求者の情報が記録されている救急活動記録の部分のうち、 通報者の欄、 警察・関係者等の連絡の欄 ・請求者以外 の情報が記録されている救急活動記録の	30円	市長 (消防署本署)	15.1.22	15.2.4 異議申 立て

部分のうちの、 傷病者の欄、 意識の欄、呼 吸の欄、脈拍 の欄、血圧の 欄、SpO ₂ の 欄、表情の 欄、失禁の 欄、嘔吐の 欄、麻痺の 欄、その他の 欄、応急処置 の欄、医師記 載事項の欄、 程度別の欄、 医療機関区分 の欄、告示別 の欄、警察・ 関係者等の連 絡の欄
--

(2月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
15.2.18	請求者の印鑑登録証明書 交付申請書 平成14年1月1日～12月 31日	1	請求者の印鑑登録証明書 交付申請書 (平成14年11月5日)	開示			10円	市長 (市民課)	15.2.24	

(3月分)

請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
15.3.3	平成15年2月21日に交付された請求者の住民票の写しに係る住民票の写し等請求書	1	請求者の住民票の写しに係る住民票の写し等職務上請求書 (平成15年2月21日分)	部分開示	第15条 第1号	使用目的・提出先の欄、請求者(事務所所在地、資格、氏名)の欄の電話番号及び職印の印影	10円	市長 (市民課)	15.3.11	

第3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、公開請求に対する決定及び開示・訂正等請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表11）。

表11 審査会委員（平成15年3月31日現在）

氏名	備考
右崎正博	会長
茅沼英幸	会長職務代理者
近藤勲	

2 不服申立ての状況

平成15年2月に、2件の異議申立てがあり、審査会に諮問されました。

異議申立ての処理状況は、表12のとおりです。

3 審査会の開催状況

上記2の2件について諮問がありましたが、審査会の審査は、平成15年度に継続されています。

表 1 2 異議申立ての処理状況

受付番号	異議申立て年月日	請求の内容	原処分の内容		情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関 (所管課)
			区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	
1	15.2.4	平成13年11月5日(0時~12時)における救急活動記録票の全て	部分公開	情報公開 条例 第7条 第1号	救急活動記録票のうち、通報者の欄、事故種別の欄、出場先(目標)の欄、事故発生場所の欄、発生場所区分の欄、道路名の欄、事故の概要の欄、傷病者の欄、意識の欄、呼吸の欄、脈拍の欄、血圧の欄、体温の欄、SpO ₂ の欄、顔貌の欄、表情の欄、瞳孔の欄、対光反射の欄、皮膚の欄、失禁の欄、嘔吐の欄、麻痺の欄、その他の欄、応急処置の欄、医師記載事項の欄、程度別の欄、急病にかかる疾病分類の欄、医療機関区分の欄、告示別の欄、協力者の欄、警察・関係者等の連絡の欄、備考の欄	15.3.11				市長 (消防署本 署)

受付番号	異議申立て年月日	請求の内容	原処分の内容		情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関 (所管課)
			区分	理由	不開示部分	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	
2	15.2.4	請求者の情報が記録されている平成 年 月 日の救急活動記録票	部分 開示	個人情報保護条例 第15条 第1号	請求者の情報が記録されている救急活動記録の部分のうち、通報者の欄、警察・関係者等の連絡の欄、請求者以外の情報が記録されている救急活動記録の部分のうち、傷病者の欄、意識の欄、呼吸の欄、脈拍の欄、血圧の欄、SpO ₂ の欄、表情の欄、失禁の欄、嘔吐の欄、麻痺の欄、その他の欄、応急処置の欄、医師記載事項の欄、程度別の欄、医療機関区分別の欄、告示別の欄、警察・関係者等の連絡の欄	15.3.11				市長 (消防署本 署)

第4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、設置された市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項について審議するとともに、実施機関が個人情報取扱事務を新たに開始しようとするものの届出等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度を運用していく上での重要事項について市長に意見を述べることができます。

審議会は、市民（公募による市民3人を含む）や学識経験者10人の委員で構成されています（表13）。

表13 審議会委員（平成15年3月31日現在）

氏名	備考
赤土嘉治	
浅子亮三	
市川孝一	会長
大森忠勝	
進藤秀子	副会長
高野多香子	
寺内幸	
根岸俊雄	
安井利雄	
渡辺孝一	

（五十音順）

2 審議会の開催状況

平成14年度は、審議会を3回開催しました。審議会の開催状況は、表14のとおりです。

表14 審議会開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成14年8月27日	<ul style="list-style-type: none">・平成13年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について・個人情報取扱事務の各種届出について・精神保健福祉法の改正に係る県か

		<p>らの事務の委譲に伴う個人情報取扱事務の各種届出等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報取扱事務の各種届出について ・平成14年6月18日付け市長通知に伴う個人情報取扱事務の見直し等による各種届出について ・その他
第2回	平成14年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務の開始、変更・廃止の届出について ・個人情報の目的外利用等の届出について ・その他
第3回	平成15年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務の各種届出について ・越谷市福祉保健オンブズパーソンに係る個人情報取扱事務の開始届出について ・越谷市小児夜間急患診療所に係る個人情報取扱事務の各種届出について ・その他

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

(2) 議会

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

(2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機

関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと思はれるもの

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 市の機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 市の機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報（部分公開等）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合

であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないとき

は、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等をする事ができなかつた公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等をする事ができなかつた公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条におい

て「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)

を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 18 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者 (公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 19 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定 (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(公文書の管理)

第 20 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第 21 条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

2 実施機関は、この条例が施行された日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、同日から起算して 5 年以内に作成するよう努めるものとする。

(審議会)

第 22 条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第 23 条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第 24 条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開を行う

ほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人への協力要請)

第25条 市長は、市が出資する法人のうち市長が定めるものに対し、公文書の公開等に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない

い。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
 - 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。
(利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
 - 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報処理をするときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第12条 実施機関から個人情報取扱事務の処理の委託を受けた者は、当該委託を受けた事務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の開示を請求できるもの)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 市の機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 市の機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

（部分開示等）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録さ

れている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

- 第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

- 第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る個人情報を保有していないとき及びその他の理由により個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、

延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求に係る個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

（訂正等の請求の手続き）

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

（訂正等の請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をしないとき（訂正等の請求に係る個人情報を保有していないとき及びその他の理由により個人情報の訂正等をしないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける場合の当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（審査会への諮問）

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越

谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。）又は訂正決定等（訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（審議会）

第32条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

（実施状況の公表）

第33条 市長は、毎年度、実施機関の個人情報の開示等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（国又は他の地方公共団体への要請）

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（出資法人への協力要請）

第35条 市長は、市が出資する法人のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第36条 他の法令等（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）を除

く。)の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

4 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

平成14年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-963-9136（直通）
編集 越谷市総務部情報公開室

平成15年7月